

○熱海市行財政審議会条例

昭和59年3月19日

条例第1号

改正 平成元年3月22日条例第6号

令和5年3月16日条例第2号

(設置)

第1条 熱海市における行財政の運営等に関し、市長の諮問に応じ調査審議するため、熱海市行財政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議して答申する。

- (1) 財政運営の基本的計画に関すること。
- (2) 財源の充実確保に関すること。
- (3) 行政運営の合理化、効率化に関すること。
- (4) 大規模観光施設の整備計画に関すること。
- (5) 熱海市水道条例（昭和46年熱海市条例第4号）に定める水道料金に関すること。
- (6) 熱海市下水道条例（昭和41年熱海市条例第12号）に定める下水道料金に関すること。
- (7) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、行財政等に関し、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(令5条例2・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

(意見聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(平元条例6・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(熱海市臨時行財政審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
(1) 熱海市臨時行財政審議会条例(昭和43年熱海市条例第7号)
(2) 熱海市観光施設審議会条例(昭和52年熱海市条例第24号)
(3) 熱海市水道料金審議会条例(昭和52年熱海市条例第25号)

(経過措置)

- 3 この条例施行後最初に行われる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則(平成元年条例第6号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。